専 決 処 分 U た 事 件 の 報 告 に つ い て

IJ 報 告 す る

に

ょ

平

成

Ξ

+

年

月

+

日

X

の

公

債

権

に

つ

١J

τ

別

紙

調

書

の ٢

お

IJ

訴

え

を

提

起

U

た

の

で

同

条

第

項

の

規

定

地

方

自

治

法

 $\overline{\phantom{a}}$ 

昭

和

+

年

法 律

第

六

+

七

号

 $\overline{\phantom{a}}$ 

第

百

八 +

条

第

\_

項

の

規 定

に

ょ

IJ

江 戸 Ш X 長

田

多

正 見

## 訴えの提起調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数	
江戸川区学童クラブ育成料 (教育委員会事務局教育推進課)	156,000 円	2 件	
合 計	156,000 円	2 件	

1

## 訴えの提起調書

## 債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料

扣 当 部 課 教育委員会事務局教育推進課

22 d n M X月安兵公争仍问X月进足际									
来二	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容						
番号			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	滞納金額	当事者		
1	88,000 円	平成29年12月19日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100255号	平成30年1月11日	平成26年4月1日	88,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)	)	
2	68,000 円	平成29年12月19日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100304号	平成30年1月11日	平成24年4月1日	68,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯債)		
計	156,000 円								

2